

今注目

安心して仕事がしたい

公契約条例



くらしを支える「公契約」事業

国および地方自治体、その他公共団体が発注する公共工事、委託業務、物品購入、補助金による事業など「公契約」にかかわる事業は広範囲にわたります。公契約の総額は約6.5兆円とも、対GDP比で1.5%（約7.5兆円）とも言われてきました。建設・土木、印刷・出版、ビルメンテナンス、清掃、給食調理、福祉・介護、保育・学童保育、図書館司書、一般事務など国と自治体に直接雇用されている非正規労働者約6.5万人を含め、約1千万人が従事しています。

しかし、この間は、安あがりの行政が叫ばれ、さまざまな問題が表面化してきました。そんな中、注目されはじめているのが「公契約条例（法）」です。公契約条例で地域の中小零細企業や法人の経営や雇用・労働がどのように変わるのかを考えています。

こんな弊害をなくしたい

自治体が発注したり、契約したりする仕事（公契約と言います）に関して、中小業者・法人の健全な経営が脅かされたり、サービスや仕事の質を落とさざるをえない状況が問題になっています。

自治体の財政危機から、これまでの経緯や公共的サービスの内容を吟味することなく一方的に補助金削減や独立行政法人化、民間委託などが強行されるなどの問題も起きています。

地域では中小零細企業が経済の主要な担い手です。入札制度についてはこれまでも改善が行われてきていますが、それだけでは限界も明らかです。

いま公契約のルールを、新しくすることが求められています。



雇用も賃金も安定させたい

「安ければよい」という発注で、労働者への被害は深刻です。業者が落札できず雇用がなくなったり、賃金が引き下げられるなどの問題があらわれています。さらに、正規雇用では赤字になると非正規雇用でしか雇われないという事態も広がっています。

現在の自治体で行われている仕事の出し方では、労働者の賃金は引き下げられる一方で、地域経済も縮小していくという悪循環をおこしています。

これまでに問題となつたのは…



なんでも民間に丸投げせよてはまづしいよ!

市営プールでの死亡事故で厳しい判決

2006年にふじみの市の流水プールで防護柵が外れ、給水口に小2女児が吸い込まれ死亡しました。業務委託されていた「太陽管財」(さいたま市)は、市との契約に反し、すべて別会社に丸投げ。管理業者2名に対しては罰金各100万円の略式命令にとどまり、自治体職員2名に対しては業務上過失致死罪で禁固1年6ヶ月と1年の有罪判決が下されました。直営であるべき事業で「丸投げ」した行政に厳しい判断が下されました。

PFI方式で運営するも経営困難で撤退

PFI(民間資金等活用事業)方式で運営していた高知県の高知医療センターと滋賀県にある近江八幡市立総合医療センターの経営が困難となり、いずれも民間企業が撤退。出資会社は、過大な計画を提案し、工事費と運営費でもうけ、赤字となるや、ツケを自治体に押しつけて撤退。

公共工事は「安ければいい」ですまない

公共工事は、世間相場にもとづいて積算されて予定価格が決まり、一般競争入札では、最も低い価格を入れた業者が落札します。しかし、落札価格が低いと、当然そのしわよせが出てきます。重層下請けで、下に行くほど単価が削られ、業者は赤字、労働者は賃下げ。同時に、建築物の質も悪くなります。実際、地震で天井が落ちた新設プールなどの事例もあります。「安ければいい」では、業者も下請けや労働者も大変で住民の安全・安心も守れません。



会社が入札に失敗したらどうなるんだ?

競争入札で賃金低下

大阪市営地下鉄の駅清掃業務では06年度から全132駅が競争入札に。22区域単位で入札が行われ従来の受託会社が落札に失敗。その会社は下請けに入って雇用を確保するも賃金がダウン。業務も1駅1人から3駅2人体制になってサービス残業が常態化。会社は次の入札にも失敗し全員解雇。労働組合のとりくみで落札した会社2社に約30名が就職しましたが、53歳の社員(1駅1日7時間・週6日間勤務)の平均月収は14万円で手取り12万円。生活保護を申請したところ月額2万4221円の支給が決定。この事例の場合、予定価格は2億4千万円。落札価格は1億1600万円でした。

受託者の変更で大量の失職が

国の行政機関の職場では、民間委託が拡大され、年度区切りの受託者の変更で大量の失職や、賃金の切り下げと非正規化が起きています。法務省法務局の登記事項証明書を作成・発行する作業の入札では、受託の変更で約600人が職場を失いました。国土交通省の車両管理業務でも、予定価格に対する落札価格が62%となり、生活できなくなった多くの車両管理員が職場を去らざるを得ませんでした。



地域経済の振興と健全経営へ



自治体の仕事で経営も成り立たせたい!

●公共投資の役割

公共事業や公共サービス、公共調達、住民の生活を支えるために不可欠です。地方自治法第2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」とあります。「安かろう、悪かろう」が先にありきは求められていません。



●適正利潤と健全経営

行政目的は公共サービスや建造物の質を高めることです。公契約で事業を営む事業者は、適正な利潤と健全経営が確立されている必要があります。単に競争させて価格の低減を進めればよいものではありません。

●地域の需要をしっかりとものに

冷えた地域経済の下で、公契約は地域経済に貢献できるものでなくてはなりません。地域での需要をしっかりとものにすることです。少なくとも、経営困難が発生したり、雇用や雇用者報酬が低下するようなことのないようにすることが必要です。また、公契約での条件整備は、地域の相場の底上げにもなります。

雇用の安定で公共サービスと仕事の質を高める



●労働者の雇用の安定

競争入札の導入で、落札できず、雇用継続ができなかった事例が各地で起きていますが、こうした事態をなくし、雇用の安定を図ることが必要です。

将来の見通しとやりがいのある仕事がしたい!

●社会的水準の賃金の確保

年々競争が激しくなり、落札価格が下がり、労働者の賃金も低下しています。公契約のもとで働く労働者の賃金に社会的な水準の賃金を保障することが適正な発注に結びつきます。

●官製ワーキングプアをなくす

公契約の下で生活保護以下の賃金で働く労働者が増えています。官製ワーキングプアをなくしていくことが必要です。

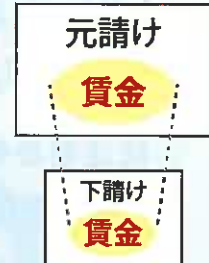


適正化施策制定の流れへ

地方自治体で入札制度の改善が試みられています。また、国の段階では「公共サービス基本法」が制定・施行されました。これは公共サービスに関する理念規定で、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講じるよう努めるものとする」(11条)など行政側の責任を明示しています。(10年7月1日施行)

千葉県・野田市では公契約条例が制定されました。自治体では、他に、川崎市、国分寺市などが条例制定の準備をしています。東京都日野市では、総合評価制度を導入し、「公共工事設計労務費単価の80%以上が確保できる」ことや、「市内業者への下請け金額が50%以上」になること等を求めています。さらに、国会では、「公共工事報酬確保法案」(公共工事の公契約法)が超党派の議員連盟で準備されるなどしています。

総合評価制度「一例」



千葉県・野田市の公契約条例

千葉県・野田市は、2009年9月の議会で公契約条例を制定しました。条例では「地方公共団体の締結する契約が豊で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい…公契約にかかわる業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図る」としています。

【条例の特徴・概要】

上記の目的にそって、賃金の最低規制を導入しました。公共事業については、公共工事設計労務費単価の8割の水準を確保すること。その他の請負契約については、野田市一般職の職員給与と初任給をもとに算出(時間給829円。千葉県の最低賃金は728円)また、実効性の確保のための市の権限を明示しました。

公契約条例が必要です

健全経営と地域経済に貢献できる

公共サービスの質を高め、地域経済に貢献できるようにしていくためには、適正な利潤を確保できること、労働者の賃金・労働条件を保障しうる適正な発注が求められます。公契約条例はそれらのことを保障する条件をつくります。



よし! 頑張ります!!

労働者の賃金と労働環境の改善へ

「安あがりの行政」の結果、官製ワーキングプアと呼ばれる低賃金の労働者が増えてきました。公契約条例によって、公契約にかかわる労働者の賃金保障、労働環境を整えることができます。



公契約条例とは

発注者責任

- ①適正な利潤の確保と賃金や労働条件を保障するために、発注者である自治体が「適正な金額の発注」を行うように求めます。
- ②発注者が受託した企業に対して適正な賃金と労働条件を守るようにすることを発注者側の責任としています。

果たす役割

- ①適正な発注による公正競争ルールを確立し、企業の適正利潤の確保、下請企業や孫受け企業の保護、地域経済の活性化などに貢献していくことが可能となります。
- ②公共事業、委託契約などにおいて、社会的に適正な賃金を保障します。
- ③官製ワーキングプアとなるような低賃金を無くし、このことによって地域の貧困を改善します。
- ④これらによって、仕事の質と労働者の技能の質を保障し熟練度をあげていきます。



発行：京都総評（京都地方労働組合総評議会）

京都総評は27の産業別労働組合と京都府内20の地域組織で構成する労働団体です。

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階
TEL:075-801-2308 FAX:075-812-4149
Eメール:sohyo@labor.or.jp